

(厚生労働省5(V－4－1))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標Ⅴ－4－1) 基本目標Ⅴ:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4:失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと						
施策の概要	【雇用保険制度について】 ○ 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行うとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために、育児休業給付を行っている。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るために支給するもの 育児休業給付:労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に必要な給付を行い、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進を図るために支給するもの 根拠法令:雇用保険法第10条等 【最近の制度改正】 ○ 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)により、週所定労働時間10時間以上の労働者への雇用保険の適用拡大(令和10年10月1日施行)や教育訓練給付の給付率引上げ(令和6年10月1日施行)、「教育訓練休暇給付」の創設(令和7年10月1日施行)、育児休業給付に係る国庫負担割合の暫定的引下げ措置の廃止(公布日施行)等を実施。 ○ 子ども子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」の創設(令和7年4月1日施行)等を実施。						
施策を取り巻く現状	1. 制度の考え方 - 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度 - 雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。 - 就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。 2. 雇用保険の現状 - 基本手当(失業給付)の初回受給者数は、令和4年度が約112万人であったのに対して、令和5年度は約117万人となり、約5万人程度増加。 - 基本手当(失業給付)の受給者実人員は、令和4年度が40.5万人であったのに対して、令和5年度は42.3万人となり、1.8万人増加。 - 新型コロナ対応として、雇用調整助成金の特例措置などを講じた結果、雇用保険二事業の財源である雇用安定資金は枯渇し、また、失業等給付の積立金も、新型コロナ前には4兆円を超えていた残高が大幅に減少したが、現在は回復傾向である。雇用保険財政については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行っていく。 3. 受給者の再就職状況 - 基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。 - 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者(早期再就職)の割合は、令和5年度において、34.1%(対前年同期比+1.2%増)となっている。 - 雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。 4. 失業等給付の不正受給摘発件数 - 不正受給の件数は近年は3,000件～4,000件台で推移。令和5年度は、件数が3,083件、不正受給金額が548,378千円となっている。 - 不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の手続時に発見された例が多い。						
施策実現のための課題	1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。					
	2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。					
	3	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	求職者の早期の再就職を支援すること		雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。			
	(課題1)						
	目標2	雇用保険の給付を適正に行うこと		雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業等給付の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。			
	(課題2)						
	目標3	雇用保険財政の安定的な運営を確保すること		上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。			
(課題3)							
施策の予算額・執行額等	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,958,685,277	2,460,860,473	2,124,059,213	2,029,826,060	2,138,441,662
		補正予算(b)	243,195,231	350,000,000	0	0	0
		繰越し等(c)	-50,000,000	-518,000,000	0	4,632,667	
		合計(a+b+c)	2,151,880,508	2,292,860,473	2,124,059,213	2,034,445,328	
	執行額(千円、d)		2,045,571,265	1,968,506,067	1,860,012,357	1,953,047,508	
	執行率(%、d/(a+b+c))		95.1%	85.9%	87.6%	96.0%	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-	-		

達成目標1について		求職者の早期の再就職を支援すること								
測定指標	指標1 雇用保険受給者の早期再就職割合(※) (アウトカム)	指標の選定理由	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 (出典):厚生労働省・職業安定局調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新型コロナウイルス感染症下での実績と、これを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。 ※早期再就職割合 = 早期再就職者数／受給資格決定件数 早期再就職者数: 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2／3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	○	○
		—	37.7%	38.5%	33.4%	33.9%	33.9%	33.9%		
			38.4%	31.3%	32.5%	33.0%	34.1%			

達成目標2について		雇用保険の給付を適正に行うこと									
測定指標 ※指標3、4、5は、失業等給付と育児休業給付の合計額。なお、令和2年度より失業等給付と育児休業給付は区分経理。	指標2 不正受給の件数 (アウトカム)	指標の選定理由	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定した。 (参考)平成28年度実績:4,243件、平成29年度実績:3,663件 (出典):厚生労働省職業安定局調べ								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	不正受給の件数は、雇用情勢の変化による受給者数の増減等の影響を受けやすいことに鑑み、不正受給対策に取り組み、過去3年間の実績の平均に比して、不正受給件数を減少させることを目標とするのが適切であるため、目標値を「過去3年の実績の平均以下」とする。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	◎	
		3,663件	前年度 (3,364件) 以下	前年度 (3,032件) 以下	前年度 (3,786件) 以下	前年度 (4,367件) 以下	過去3年 (令和2年度～令和4年度)の実績の平均(3,960件)以下	過去3年の実績の平均以下			
			3,032件	3,786件	4,367件	3,727件	3,083件				
	【参考】指標3(※) 失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)	実績値									
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
			11,386億円	11,796億円	29,504億円	23,351億円	集計中 (令和6年8月目途公表予定)				
		うち失業等給付		4,087億円	21,600億円	15,453億円	集計中 (令和6年8月目途公表予定)				
		【参考】指標4(※) 失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)	実績値								
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
			18,148億円	21,828億円	21,176億円	20,031億円	集計中 (令和6年8月目途公表予定)				
	うち失業等給付			15,180億円	14,520億円	12,913億円	集計中 (令和6年8月目途公表予定)				
	【参考】指標5(※) 失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)		実績値								
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
			44,871億円	20,887億円	14,770億円	17,500億円	集計中 (令和6年8月目途公表予定)				
		うち失業等給付		19,826億円	12,460億円	14,410億円	集計中 (令和6年8月目途公表予定)				

達成目標3について		雇用保険財政の安定的な運営を確保すること								
測定指標	指標6 雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率(※) (アウトカム) ※失業等給付に要する費用に対する各年度の失業等給付に係る積立金の額の倍率	指標の選定理由	財政運営に関する指標として、毎会計年度算定可能な指標であるため。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)において、失業等給付に係る積立金の適正規模として、弾力倍率1が設定されており、当該倍率を下回った場合には、雇用保険料率の引き上げが可能とされているため。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	(△)
		—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	弾力倍率1以上		
			2.36	1.85	2.67	0.90	集計中(令和6年11月～12月目途公表予定)			

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	(有識者会議WG後に記載)
-----------------	---------------

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】 ・ 指標1について、目標を達成していることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されており、目標を達成しているものと判定した。
		【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】 ・ 指標2について、目標を達成していることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されており、目標を達成しているものと判定した。
		【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】 ・ 指標6について令和5年度実績は現在集計中であるが、令和4年度までの実績を踏まえると、目標を概ね達成していると判断した。
		【総括】 ・ 以上より、達成目標1については達成状況は「○」、達成目標2については達成状況が「◎」となっており、達成目標3については達成状況が「(△)」となっているものの、積立金残高が現在は回復傾向にあり雇用保険財政の安定的な運営に寄与していると考えられるため、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】 ・ 指標1については、雇用保険受給者の早期再就職割合は目標値を上回っており、再就職支援プログラム事業の実施は当指標の達成に有効に機能していると評価する。
		【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】 ・ 指標2については、不正受給の件数は過去3年間の実績の平均(3,960件)を下回っており、不正受給の件数減少のための施策の実施は有効に機能していると評価できる。
		【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】 ・ 指標6について令和5年度実績は現在集計中であり、令和4年度実績では目標値を下回っているが、参考指標5にあるように、失業等給付の積立金が現在は回復傾向にあることから、雇用保険財政の安定的な運営に関して失業等給付費等に係る業務運営は有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】 ・ 指標1について、雇用保険受給者等の早期再就職を目的とした再就職支援プログラムは、3ヶ月以内の期間を定め、個別担当者制による計画的で重点的な支援を行うことにより、全国平均で85.5%の高い就職率になっており、求職者の早期の再就職を支援するという目標の達成に寄与している。以上から、効果的・効率的な取組が行われていると評価する。
		【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】 ・ 指標2については、達成手段の一つである雇用保険活用援助事業費において令和3年度以降執行額がほぼ一定であるにも拘わらず、実績が順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】 ・ 指標6については令和5年度実績は現在集計中であるが、令和4年度までの実績を踏まえると、目標を概ね達成しており、この間の業務取扱費の執行額は概ね一定であることから、効率的な運営ができていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】 ・ 指標1については、雇用保険受給者の早期再就職を目的とした再就職支援プログラム事業は広く社会のニーズを反映した優先度の高い事業であり、長期失業の防止につながるものだと考えられる。また、目標を達成していることから、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、引き続き有効かつ効率的な業務運営を実施し、雇用保険受給者の早期再就職に取り組むことが必要である。
		【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】 ・ 指標2については、不正受給の件数については、令和2年度及び令和3年度は目標未達だったが、令和4年度に減少に転じ、令和4年度及び令和5年度連続で目標を達成していることから、現行の取組が着実に成果を上げていると考えられるため、引き続き不正受給の件数の減少に向けた施策を進めていくことが必要である。
		【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】 ・ 指標6について令和5年度実績は現在集計中であるが、令和4年度までの実績を踏まえると、目標を概ね達成しており、また、参考指標5にあるように、失業等給付の積立金は大幅に減少したものの、現在は回復傾向にあることから、引き続き有効かつ効率的な業務運営を実施し、雇用保険財政の安定的な運営の確保に努める必要がある。

	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1 求職者の早期の再就職を支援すること】 ・ 指標1については、再就職支援プログラム事業を引き続き適切に実施し、求職者の状況に応じた担当者制によるきめ細かな支援を行う。また、各労働局・ハローワークの効果的な取組・好事例について、職員向けのメルマガの発行やオンライン勉強会等の実施により、全国へ横展開を行っていく。なお、今後の目標値については、直近の実績を踏まえ、検討していく。
		【達成目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと】 ・ 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、説明会や窓口での周知徹底等の取組を引き続き行っていく。なお、今後の目標値については、コロナ前の水準に戻す方向で、上方変更することを予定している。
		【達成目標3 雇用保険財政の安定的な運営を確保すること】 ・ 指標6については、有効かつ効率的な業務運営を行うことで弾力倍率が1以上になるよう努めると共に、適正な積立金残高を維持することで雇用保険財政の安定的な運営を確保することに努める。

参考・関連資料等	雇用保険事業月報・年報 URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 岡 英範 首席職業指導官 國分 一行	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	-------	--------	------------------------------------	----------	--------